

○計画書制度に関するよくある質問～電子申請届編～

| 分類 | 質問 | 回答 |
|--------|---|---|
| 提出対象 | 計画書と報告書のそれぞれで電子申請届が必要か？ | 1通の電子申請届のみで結構です。 |
| 提出者 | 右上の提出者欄は、誰の名前を記載するのか？ | 原則、本社・代表者名でお願いします。 都合により代表者名での提出が困難な場合等は、工場長等の氏名で構いませんが、その場合は委任状を添付してください。 |
| 提出者の委任 | 委任状の様式は自由で良いのか？ | 任意の様式でお願いします。 |
| 提出者の委任 | 委任状はその都度必要か？ | 代表者以外が提出する電子申請届、計画書、報告書については、提出の都度、委任状を添付願います(電子申請では、委任状をPDF化して添付)。なお、代表者名・受任者名に変更がなければ、同一の委任状を毎回使用して差し支えありません。 |
| 1～4の記載 | 1・2 温室効果ガス、3・4 自動車通勤となっているが、提出するものに○をつけるのか？ | 1～4全てに対応可能、という意味なので、○つけは不要です。 |
| 記載内容 | 特定事業者欄は、本社・社長名か？工場長名か？ | 委任の有無に関わらず、本社・社長名を記載してください。 |
| 記載内容 | 事業所欄に何を書くのか？ | 制度対象となる事業所の名称・住所を記載してください。 |
| 記載内容 | 担当者欄・メールアドレス欄は、2名以上記載しても良いか？ | 複数名も可能です。欄に列記してください。メールアドレスも、「,」でつないで列記してください。 |
| 印刷方法 | 印刷すると、色がついてしまうが、良いか？ | 県側では支障ありませんが、必要であれば、白黒印刷をする、「シート保護の解除(パスワード:2)」を行う等により目立たないようにしてください。 |
| 提出方法 | 電子申請届はどうやって提出するのか？ | 下記あて郵送もしくはメールで提出してください。 なお、電子申請届受理後の手続きは、全てインターネット上で行います。 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県環境政策課あて kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp |